

建築物耐震改修評価特別委員会規程

平成10年11月
(平成15年8月改定)
(平成19年6月改定)
(平成20年4月改定)
(平成25年9月改定)
(平成27年5月改定)

(一社) 神奈川県建築士事務所協会
建築物耐震改修評価特別委員会

建築物耐震改修評価特別委員会規程

平成10年10月 8日	制定
平成15年 8月 1日	改定
平成19年 6月 13日	改定
平成20年 4月 21日	改定
平成25年 9月 12日	改定
平成27年 5月 19日	改定

(目的)

第1条 建築物耐震改修評価特別委員会（以下「評価委員会」という。）は、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「本会」という。）の定款第3条の目的を達成するため、定款第5条の事業を行うにあたり、定款細則第14条第3項に基づき設置し、耐震改修促進法等に示す耐震計画の判断のための適正な評価を図り、もって社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 耐震改修促進法等に基づく耐震改修計画の評価等について、既存建築物の耐震性の判定の申込みがあった場合、評価委員会を開催し、必要な検討を行ったうえ、その評価を行う。ただし、紛争・訴訟等に関する案件は取り扱わないものとする。

(組織)

- 第3条 評価委員会の委員は、大学教授等の学識経験者をもって構成し、その数は5名内外とする。
- 2 評価委員会の委員は、本会定款細則第16条第2項により、本会の理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 評価委員会には、本会定款細則第16条第5項により、委員長及び副委員長若干名を置くものとし選出方法は、本会定款細則第16条第7項により選出する。
- 4 評価委員会は、耐震改修の評価業務にあたり、専門員会にその検討事項を直接担当させができる。
- 5 専門員は、本会定款細則第16条第3項に定められた手続きにより、会長が委嘱する。

(評価委員等の任期)

第4条 評価委員及び専門員の任期は、本会定款第31条の役員の任期について準用する。

(評価委員会等の開催)

- 第5条 評価委員会は、必要に応じ、委員長が召集し開催する。
- 2 評価委員会に先立ち、当該案件に係る調査を行うため、専門員会を開催する。
- 3 専門員会は、提出された資料に基づき調査を行い、調査の結果を評価委員会に報告する。

(評価基準)

第6条 既存建築物の耐震診断及び改修計画の評価は、耐震改修促進法に基づくものとする。
なお、「耐震改修計画等評価業務実施要領」に定める基準に準拠する。

(評価に関する検討事項)

- 第7条 評価委員会は、委員長が議長となり、次に掲げる事項を検討する。
- 一 既存建築物資料の内容に関する事項
 - 二 耐震診断資料の内容に関する事項
 - 三 現地調査に関する事項
 - 四 判定基準の合否等に関する事項
 - 五 その他、関連する必要な事項

(業務の報告)

第8条 評価委員会は、業務終了後すみやかに評価結果を会長に答申し、会長は、評価書を交付する。

(守秘義務)

第9条 評価委員会の委員は、検討事項に関して知り得た事項を、委員会の承認なしに第三者に漏洩、公表または活用してはならない。

(記録)

第10条 評価委員会は、委員会業務の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(事業年度)

第11条 評価委員会の事業年度は一年間とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(その他)

第13条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則 この規程は、理事会の承認のあった日（平成10年10月8日）から施行する。

この規定は、平成15年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 6月13日から施行する。

この規定は、平成20年 4月21日から施行する。

この規定は、平成25年 9月12日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

建築物の耐震改修計画等の評価

運 営 規 定

平成10年11月
(平成15年8月改正)
(平成18年10月改正)
(平成19年7月改正)
(平成20年8月改正)
(平成21年7月改正)
(平成22年5月改正)
(平成23年6月改正)
(平成25年7月改正)
(平成26年7月改正)
(平成27年11月改正)
(平成30年12月改正)

(一社) 神奈川県建築士事務所協会
建築物耐震改修評価特別委員会

建築物の耐震改修計画等の評価・運営規定

評価委員会規程 13 条に基づいて運営に関する事項を次の通り定める

目 次

§ 1 耐震改修計画評価等業務実施要領 -----	P. 1
§ 2 耐震改修計画評価等申込要領 -----	P. 4
§ 3 耐震改修計画等評価用図書作成要領 -----	P. 13

《 評価申込のための添付及び参考書類の索引 》

表-1	耐震改修計画等の評価フロー	P. 7
様式 1	耐震改修計画等評価申込書	P. 8
様式 2	評価経過報告書	P. 9
様式 3-1	建築物耐震改修等評価書	P. 10
様式 3-2	評価概要書	P. 12
様式 4	耐震改修計画等の概要書	P. 17
様式 5	一般事項	P. 18
様式 6	構造概要	P. 19
様式 7	建物調査結果概要	P. 20
書式例-1	Is 指標、CT・SD 指標の算定結果	P. 21
書式例-2	C—F 関係図	P. 22
書式例-3	破壊モード図	P. 23
耐震診断チェックシート（2次・3次）		P. 24
耐震改修チェックシート（2次・3次）		P. 25
建築物耐震改修評価に係る診断者等 調査票		P. 26

§ 1 耐震改修計画等評価業務実施要領

(目的)

第1 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「協会」という。）は、建築物の地震に対する安全性を検討した耐震診断又は地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の計画（以下「耐震改修」という。）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）（以下「方針」という。）に照らし、建築技術的に適正か否かの評価を行うために実施要領を定めるものである。

(評価の対象)

第2 評価の対象とする建築物は、次の各号に該当する建築物以外の建築物とする。

- 一 旧建築基準法（以下「建基法」という。）施行令第81条の2の規定に該当する建築物
 - 注) 高さが60メートルを超える建築物で、国土交通大臣より当該建築物について構造耐力上安全であることを確かめることができると認める構造計算によるものであることを証する書面の交付を受けているものをいう。
- 二 耐震改修に伴い旧建基法第38条又は第67条の2の規定の適用を受けた建築物
 - 注) 特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物で、国土交通大臣よりその建築材料又は構造方法が法の規定によるものと同等以上の効力があると認められたものをいう。

(評価の区分)

第3 評価の区分は、次の各号に定めるところによる。

- 一 建築物の現状の耐震診断及び補強計画による耐震改修についての評価（以下「耐震診断・改修評価」という。）
- 二 建築物の補強計画による耐震改修についての評価（以下「耐震改修評価」という。）
- 三 建築物の現状の耐震診断についての評価（以下「耐震診断評価」という。）

(評価の基準)

第4 「建築物耐震改修評価特別委員会規程」第6条により定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (財)日本建築防災協会刊「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び改修設計指針・同解説」（最新版）
- 二 (財)日本建築防災協会刊「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び改修設計指針・同解説」（最新版）
- 三 (財)日本建築防災協会刊「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」（最新版）
- 四 (財)建築保全センター刊「官庁施設の総合耐震診断・改修規準及び同解説」
- 五 文部科学省刊「学校施設の耐震補強マニュアルRC造校舎編」（2003年改訂版）
- 六 文部科学省刊「学校施設の耐震補強マニュアルS造屋内運動場編」（2003年改訂版）
- 七 文部科学省刊「屋内運動場等の耐震性能診断基準」（平成18年度版）
- 八 (一社)神奈川県建築士事務所協会刊「耐震診断・改修評価ガイドライン」
- 九 その他、評価委員会が必要と認めるもの

(評価の申込)

第5 評価を受けようとする者は、別に定める耐震改修計画等評価申込要領に基づき所定の用紙に記入の上関係資料を添付して申し込むものとする。

(評価委員会等の構成)

第6 建築物耐震改修評価特別委員会（以下「評価委員会」という。）の委員及び専門員会の構成は、別表1とする。

(評価委員会等の審議)

- 第7 評価委員会等の審議については、次の各号に定めるところによる。
- 一 協会は第4の規程に基づく申込に係る案件について、評価委員会に諮問する。
 - 二 評価委員会に先立ち、前記1項の調査を行うため、専門員で構成する専門員会を開催する。
専門員会は、必要に応じて構成し、評価委員会の了解を得るものとする。
 - 三 専門員会は、前記1号の案件について、提出された資料に基づき調査を行い、その結果を評価委員会に報告する。
 - 四 評価委員会は、前項の報告に基づき評価を行い、評価結果を協会に答申する。

(評価書の交付)

- 第8 協会は、評価委員会の答申を踏まえ、「評価書」を交付する。

(評価費用)

- 第9 評価費用については、次の各号に定めるところによる。
- 一 この要領による評価に要する費用は、原則として申込者によって支払われる評価費用により支弁する。
 - 二 評価費用は、委員会経費、事務局経費及び各種の諸経費とする。
 - 三 評価区分、面積区分等の別による評価費用は、別表2「耐震改修計画等評価手数料表」による。

付則 この要領は、平成10年11月9日から施行する。

平成18年	8月	改正
平成19年	7月	改正
平成22年	5月	改正
平成23年	6月	改正
平成25年	7月	改正
平成26年	7月	改正
平成27年11月		改正
平成30年12月		改正

建築物耐震改修評価特別委員会
2019～2020年度 委員および専門員名簿

(評価委員)

委員長

河村壮一 元芝浦工業大学SIT総研客員教授

副委員長

田川泰久 元浜国立大学大学院都市イノベーション研究院・教授

委員

洪忠憲 明治大学理工学部建築学科・名誉教授

アベキ
構木紀男 関東学院大学工学部建築学科・名誉教授

島崎和司 神奈川大学工学部建築学科・教授

(専門員)

叶野聰 (有)水谷建築設計事務所

吉川謙司 (有)K E N構造設計

矢野武 (株)矢野建築設計事務所

平山元英 (株)平山建築設計事務所

吉岡順一 (株)ヨシオカ設計

小松正道 (株)マイ建築構造

古室大悟 (有)古室建築設計事務所

唐戸弘樹 (有)樹建築事務所

§ 2 耐震改修計画等評価申込要領

1. 評価申込み

1-1. 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「協会」という。）に耐震改修計画等の評価を申し込むにあたっては、所管行政庁と関係法令等について事前に打ち合せを行う（耐震診断評価のみの場合を除く。）と共に、下記の事項を確認しておくこと。

- (1) 評価対象建築物
- (2) 評価単位
- (3) 評価の区分

1-2. 評価申込みに際しては、協会事務局（以下、「事務局」という。）及び専門員において事前相談を実施する。

2. 事前相談

2-1. 評価対象建築物の特定

評価は原則として、棟別で行う。したがって、同一敷地内に複数棟があれば、どの棟を評価の対象とするか、決定する。その際、附属屋等の取扱いについて、併せて決定するものとする。

2-2. 評価単位の特定

評価単位は、棟単位で、かつ、構造単位(計算単位)とする。したがって、同一敷地内に複数棟があれば複数の評価がなされ、また同一建築物においてもエキスパンション・ジョイントによっていくつかの構造単位に分割されている場合も複数の評価となる。

2-3. 評価の区分の特定

評価の区分を評価ごとに特定する。評価は、「耐震診断評価」、「耐震改修評価」及び「耐震診断・改修評価」の三種に区分する。

したがって、評価単位ごとに異なった評価を実施することもあり得る。また、同一敷地内、あるいは同一建築物内に複数の評価単位があれば、異なる評価を組み合わせて行う場合もあり得る。

2-4. 耐震診断、耐震改修の方法等の確認

耐震診断及び耐震改修の方法が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）（以下、「方針」という。）によるものか、その他の方法によるものかを確認する。

その際、指針による耐震診断及び耐震改修であっても、特殊な工法、材料、技術等の採用により、又は複合構造等により、指針による耐震診断及び耐震改修が適当か否か等の検討も行う。

2-5. 耐震改修計画等評価用図書の作成方法等の確認

「耐震診断評価」、「耐震改修評価」及び「耐震診断・改修評価」の耐震改修計画等評価用図書（以下、「評価用図書」という。）の作成方法について確認する。

評価用図書は、原則として評価単位ごとに作成するものとする。

評価用図書の作成にあたっては、「耐震改修計画等評価用図書作成要領」（以下、「作成要領」という。）を参考とする。

2-6. 評価手数料の確定

評価対象建築物、評価単位及び評価の区分が確定した段階で評価手数料を確定する。ただし、耐震診断又は耐震改修の計画の内容に特殊な工法、材料、技術等が採用されている場合又は複合構造等により評価事務作業の増大が見込まれる建築物の評価手数料並びに減額基準適用手数料は、別途算定となるので、事務局より追って連絡をするものとする。

2-7. その他

評価申込書（様式1）を配布するとともに、評価スケジュール等について打ち合せを行う。

3. 受付

3-1. 評価申込書1部に、作成要領第1の1-2.(1)に定める建築物耐震改修評価特別委員会専門員会（以下、「専門員会」という。）用資料3部を添えて、事務局の指定する期日までに提出する。

なお、耐震改修計画等評価申込書には、所管行政庁との事前相談内容を記入する事。

3-2. 評価申込書を受け付け、評価スケジュールを最終確認する。

3-3. 評価手数料は、第1回専門員会終了後、事務局から別途請求書を送付するので、建築物耐震改修評価特別委員会（以下、「評価委員会」という。）終了までに所定の銀行口座に振り込むこと。

4. 第1回専門員会

4-1. 評価申込者は、第1回専門員会に出席し、評価の申込概要について説明を行う。

4-2. 評価申込者は、第1回専門員会における指摘事項等とその対応策については、評価経過報告書に記載し、必要な資料等と併せて第2回専門員会用追加資料として作成し、第2回専門員会開催日の2日前までに3部提出する。

5. 第2回専門員会

5-1. 第2回専門員会は、必要に応じて開催する。

5-2. 第2回専門員会においても第1回専門員会と同様に、評価申込者は、専門員会に出席し、質疑について回答する。

5-3. 評価申込者は、第2回専門員会における指摘事項等とその対応策について、第1回専門員会と同様に評価経過報告書に記載し、必要な資料等を作成したうえで評価用図書作成要領第1の1-2.(2)に定める評価委員会用資料を作成し、評価委員会開催日の2日前までに8部を提出する。

5-4. 専門員会は、質疑を終了した物件の評価概要書を作成し、評価委員会に報告する。

6. 建築物耐震改修評価特別委員会

6-1. 評価委員会では、原則として、申込者の出席は必要ない。ただし、委員長が認めた場合は、出席することが出来る。

6-2. 評価委員会において指摘事項等があった場合は、事務局が評価申込者に連絡する。評価申込者は専門員会における指摘事項等への対応と同様に評価経過報告書に記載し、必要な資料等を作成する。

6-3. 評価委員会は、評価が終了した物件についての評価書を発行する。

6-4. 評価委員会終了後、評価申込者は、第1回、第2回専門員会及び評価委員会（以下、「各委員会等」という。）における指摘事項等を修正した作成要領第1の1-2.(3)に定める評価報告書を作成する。

7. 評価報告書

7-1. 評価委員会終了後 1 週間以内に、「耐震診断評価報告書」、「耐震改修評価報告書」及び「耐震診断・耐震改修評価報告書」を 2 部提出する。

7-2. 評価報告書の修正箇所等の確認は、専門員会において行う。

7-3. 提出された評価報告書の 1 部は、申込者へ交付する。

付則 この要領は、平成 10 年 11 月 9 日から施行する。

平成 15 年 8 月 1 日改正

平成 18 年 10 月 1 日改正

平成 19 年 7 月 11 日改正

平成 20 年 8 月 27 日改正

平成 25 年 7 月 31 日改正

平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

別表2

耐震改修計画等評価手数料表

1. 評価手数料

平成30年12月18日改正

評価単位の評価区分		耐震診断評価		耐震診断・改修評価		(消費税別)					
延べ床面積	評価単位の面積・工法等区分	耐震診断評価	耐震改修評価	一般	複数棟の場合						
	S ≤ 1,000 m ²	220,000 (176,000)	275,000 (220,000)	440,000 (352,000)		評価単位ごとにその延べ面積に応じて算出した耐震診断、又は、耐震改修手数料の額の合計金額					
	1,000 m ² < S ≤ 2,000 m ²	275,000 (220,000)	330,000 (264,000)	495,000 (396,000)							
	2,000 m ² < S ≤ 5,000 m ²	385,000 (308,000)	440,000 (352,000)	715,000 (572,000)							
	5,000 m ² < S ≤ 10,000 m ²	495,000 (396,000)	605,000 (484,000)	990,000 (792,000)							
	10,000 m ² < S	※注意参照	※注意参照	※注意参照							
特殊工法等によるもの	特殊工法、材料等	※ 別途算定									
	複合構造等	※ 別途算定									
	3次診断	※ 別途算定									
事務経費 (消費税別)		1棟 100,000円(会員価格1棟50,000円) (同一敷地内において複数棟の場合、2棟目以上は1棟当たり50,000円(会員価格25,000円)を加算)									
<注釈>											
(1) 評価手数料の()は会員価格をいう。											
(2) 評価単位：評価対象建築物又は評価対象建築物の部分をいう。											
(3) 延べ床面積(S)：評価単位の各階の床面積の合計をいう。											
(4) 耐震診断・改修評価：耐震診断評価と耐震改修評価を同時に使うものをいう。											
(5) 一般：同一の評価単位における耐震診断・改修評価をいう。											
(6) 複数棟：複数の評価単位を有する一般以外の耐震改修評価をいう。											
(7) 特殊工法、材料等：特殊な工法、材料、技術等が採用され、評価作業量の増大が見込まれるものを使う。											
(8) 複合構造等：構造形式が複合構造等で、評価作業量の増大が見込まれるものを使う。											
<注意>											
(1) 上記の手数料表の金額は、原則として評価委員会開催2回、専門委員会3回までの基本額とし、それ以上の回数が開催された場合は、実費相当額を加算、又は終了再申込みとなります。											
(2) 「※別途算定」については、評価委員会開催回数等の実費相当を基に算出します。											
・ 10,000 m ² < S の場合の算出方法											
$\sqrt{S} / \sqrt{10000} = B$ B × 評価手数料 (5,000 m ² < S ≤ 10,000 m ²) = 手数料金額											
(3)(一財)日本建築防災協会「2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針同解説」等の講習会での修了番号を申込書に記入すること。											
(4) 当評価委員会で耐震診断評価を受けていない場合の耐震改修評価は、評価単位の評価区分欄の耐震診断・改修評価となります。											

2. 評価手数料の納入方法

上記評価手数料については、ご請求後、請求金額を本委員会終了までに必ず下記銀行口座にお振込みをお願いします。なお、振り込み手数料は、ご負担願います。

銀行名	預金項目	口座番号	受取人
りそな銀行 横浜支店	普通	6620614	一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 耐震診断

別表2－2

評価手数料（診断評価と改修評価）の実費相当額について（追加料金）

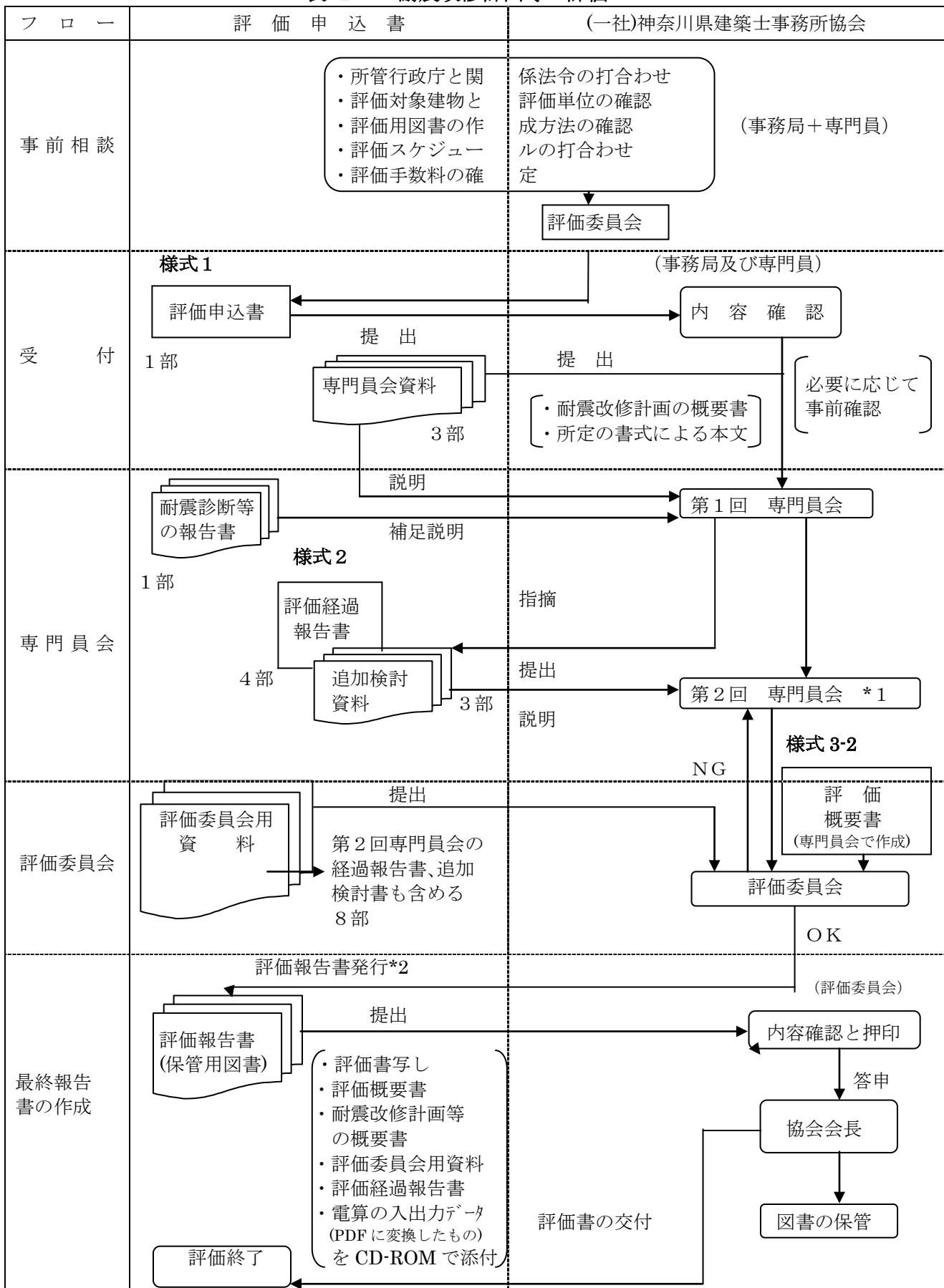
○評価手数料の基本回数を超過した場合、通常の場合は下記の金額（金額には事務手数料も含む。）を加算する。

但し、特殊なもの等（診断改修評価含む）の場合は、都度算定させて頂きます。

なお、これによらない場合は、評価の打ち切り、再申し込みとなります。

専門員会	36,000 円／回（税抜） ※ 事務手数料含む
評価委員会	102,000 円／回（税抜） ※ 事務手数料含む

表-1 耐震改修計画等の評価フロー



*1 審査状況により取り止め、または追加開催（計3回を限度）とすることもある。

*2 評価書は、①建築物耐震改修等評価結果 様式3-1 ②評価概要書 様式3-2 ③耐震改修計画等の概要書 様式4 及び評価書の4枚構成とする。

年 月 日

耐震改修計画等評価申込書

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 御中

申込者
法人名称
代表者氏名
所在地 〒

印

下記について評価を申し込みます。

記

評 価 区 分	<input type="checkbox"/> 耐震診断評価		(<input type="checkbox"/> 特殊工法等・ <input type="checkbox"/> 複合構造等)	
	<input type="checkbox"/> 耐震改修評価*1		(<input type="checkbox"/> 特殊工法等・ <input type="checkbox"/> 複合構造等)	
	<input type="checkbox"/> 耐震診断・改修評価*2 (<input type="checkbox"/> 一般・ <input type="checkbox"/> 複合)*3		(<input type="checkbox"/> 特殊工法等・ <input type="checkbox"/> 複合構造等)	
評 価 対 象	件 名		評 価 單 位 概 要	主要用途
	所在地			地上 階・地下 階
	所有者			軒高 m
	設計者			構造 造
	施工者			延床面積 m ²
所管	本件については、改修計画に関し、次の通り打ち合わせをしております。 相談日： 年 月 日 打ち合わせ内容			
行政 庁	行政庁名 部課名 (担当者名)			
連絡 先	会社名 所在地 〒 部課名 担当者名 TEL · FAX (一財)日本建築防災協会「2017年改訂版既存鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準・改修設計指針同解説」講習会修了番号 ()	受 付 処 理 欄		
	申込者と異なる評価手数料の請求先を希望する場合は、その会社名、所在地、電話番号を記入すること。			

(注) *1 耐震改修評価：既に診断の評価を受けている建物の補強計画の評価

*2 耐震診断・改修評価：耐震診断と補強計画の一括評価

*3 一般：同一の評価単位で診断と改修評価を同じに申込むもの

複合：上記以外のもの

評価経過報告書

(年 月 日)

日 時 件 名 ・ 評価区分	区 分	第()回評価委員会	
		第()回専門員会	
		担当者	診断者：○○建築設計事務所
		事務局	
(備 考)	提出資料等		
指摘及び検討事項（質問等を含む）*1		回答及び処置（添付資料）	資料名・頁

*1 指摘、質問には、委員名を記入

神事協評価発第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

建築物耐震改修等評価結果

一般社団法人
神奈川県建築士事務所協会
会長 白井 勇 様

1.評価対象建築物

1. 建物名称
2. 所在地
3. 構造規模

2.評価区分

耐震診断・改修評価

先に申し込みのあった、上記建物の耐震改修等の報告書の内容について検討の結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示 184 号）、並びに関連基準に従い、適切に作成されたものと認め、評価いたします。

神奈川県横浜市中区不老町 3-12
加瀬ビル 201
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
建築物耐震改修評価特別委員会
委員長 河村 壮一

建築物耐震改修等評価書

○ ○ 市長（様）
○ ○ ○ ○ 様

件名「」

先に評価申込みのあった標記の件について、当（一社）神奈川県建築士事務所協会 建築物耐震改修評価特別委員会（委員長 河村 壮一）において慎重審議の結果、別添写しのとおり答申を得ましたので、本件、耐震診断・改修評価（〇棟）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示184号）、並びに関連基準に従い、適切に評価されたものと認め、報告いたします。

神奈川県横浜市中区不老町3-12
加瀬ビル201
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
会長 白井 勇

評価概要書

1. 対象建物概要

- 1) 名 称
- 2) 所 在 地
- 3) 構造規模

- 4) 用 途
- 5) 設計年月
- 6) 竣工年月

2. 評価区分

- 1) 診断の場合：耐震診断評価
構造耐震判定指標値 $I_S \geq I_{SO}$ ($I_{SO}=0.70$)、 $C_{TU} \cdot S_D \geq 0.30$
- 2) 改修の場合：耐震改修評価
構造耐震改修目標値 $I_S \geq I_{SO}$ ($I_{SO}=0.70$)、 $C_{TU} \cdot S_D \geq 0.30$
- 3) 診断・改修の場合：耐震診断・改修評価
構造耐震判定指標値 $I_S \geq I_{SO}$ ($I_{SO}=0.70$)、 $C_{TU} \cdot S_D \geq 0.30$
構造耐震改修目標値 $I_S \geq I_{SO}$ ($I_{SO}=0.70$)、 $C_{TU} \cdot S_D \geq 0.30$

3. 検討資料

4. 耐震評価

5. 評価に至る経過

§ 3 耐震改修計画等評価用図書作成要領

本要領は、耐震診断、耐震改修又は耐震改修計画の評価申し込み及び評価用作業の進行に応じて、申込者が作成し、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 耐震改修評価特別委員会事務局（以下、「事務局」という。）に提出する必要のある図書（以下、「耐震改修計画等評価用図書」という。）に係る必要事項を定めるものである。

第1 耐震改修計画等評価用図書の種類

1-1. 耐震改修計画等評価用図書（以下、「評価用図書」という。）は、専門員会及び評価委員会における評価のために必ず提出または提示が必要な資料とする。評価の進捗に伴い必要となる追加資料は別途求めるものとする。

1-2. 評価用図書は、次の3種とする。

- (1) 専門員会用資料
- (2) 評価委員会用資料
- (3) 評価報告書（保管用図書）

※電算の入出力データ（PDFに変換したもの）をCD-ROMで必ず添付すること。

1-3. 評価用図書の提出時期及び部数は、次のとおりである。

評価用図書の種類	提出時期	提出部数
(1)専門員会用資料	評価申込み時	3部
(2)評価委員会用資料	評価委員会開催2日前	8部（専門員会資料含む）
(3)評価報告書（保管用図書）	評価委員会終了後1週間以内	1部
(4)耐震診断等の報告書	専門員会当日	（1部提示）
(5)建築物耐震改修評価に 係る診断者等 調査票	評価申込み時	1部

第2 専門員会用資料の作成方法

2-1. 専門員会用資料は、耐震改修計画等の概要を所定の構成で1冊にまとめて作成する。

2-2. 専門員会資料の構成と書式

- (1) 製本は、A4版、縦置き、左綴じとする。
- (2) 構成は、下記のとおりとする。
 - ・表紙
 - ・耐震改修計画等の概要書（様式-4）
 - ・評価経過報告書（様式-2）
 - ・目次
 - ・本文（必ず通し番号を記入）
- (3) 表紙は、下記の体裁とする。

件名
○○○○○○評価用図書 (専門員会用-1)
令和○○年○○月
申込者：○○○○○○
設計者*：○○○○○○
診断者：○○○○○○

注) *耐震診断評価の場合は、診断者のみ記入とする。

- (4) 耐震改修計画等の概要書は、様式 4 に従って建物の概要及び診断結果等を記載する。
- (5) 目次は、対応する本文ページを必ず記載すること。
- (6) 本文の構成は、下記の内容により作成する。各ページには必ずページ番号を下部中央に付すこと。

a 建物概要

- ① 一般事項 : 様式 5 により作成する。
- ② 構造概要 : 様式 6 により作成する。
- ③ 配置図 : 評価対象建物と他棟の位置関係、方位等を明示する。
- ④ 外観写真 : カラー写真またはコピーで 2 面以上
- ⑤ 平面図 : 各階平面図（同一平面図の階は省略可）を添付する。
- ⑥ 立面・断面図 : 原則として 4 面の立面を添付する。
- ⑦ 伏図 : RC 壁の配置がわかる伏図を添付する。
- ⑧ 軸組図 : 開口寸法、開口周比、耐震壁を明示する。
- ⑨ 部材リスト : 柱・壁・大梁・基礎リストを添付する。
- ⑩ 地盤調査結果 : 柱状図があれば添付する。

b 建物調査結果

- ① 調査結果概要 : 様式 7 により作成する。
- ② 調査結果 : 各階のコンクリート強度調査結果など、重要な調査結果一覧表を添付する。

c 現状建物の耐震診断結果

- ① 診断方針 : 準拠基準、診断次数、使用計算プログラム（最新バージョン）、判定指標（Iso）、計算に用いた材料強度、計算上のモデル化などを記載する。
- ② 建物重量及び柱軸力 : 建物重量等の算定方法（参考とした資料）と算定結果を明記する。
- ③ T 指標 : T 指票の算定結果を示す。
- ④ SD 指標 : 偏心率、剛重比の算定結果、SD 指標の算定結果を添付する。
- ⑤ 診断結果 : Is、CTU・SD など、診断結果の一覧表を添付する。（書式例-1）
(計算機の出力でも良い。下位次数の診断結果も添付する。)
- ⑥ C・F 関係 : 各階の C・F 関係図を添付する。（書式例-2）
(電算機の出力でも良い。)
- ⑦ 破壊モード図 : 原則として、雑壁等の形状も示した軸組図に耐震要素の破壊モード、F 指標、負担せん断力を記載する。（書式例-3）
- ⑧ 第 2 種構造要素の判別 : 第 2 種構造要素に該当するか否かの見解をまとめる。
- ⑨ その他評価に必要と思われる資料（PH 診断・下階壁抜け柱の検討等）
- ⑩ 診断結果の考察

d 耐震改修

- ① 耐震改修計画 : 補強計画の方針、補強目標性能、採用する補強工法、補強個所数などを記載する。
- ② 補強概要 : 補強部材の配置を平面図及び軸組図に記入する。（カラー表示が望ましい）
- ③ 補強後の診断結果 : C 項③～⑦に準じて診断結果をまとめる。
- ④ 補強部材の設計 : 主要な補強部材の詳細図及び耐力と破壊モード等の計算結果を示す。
- ⑤ 補強後の考察
- ⑥ その他評価に必要と思われる資料

e 参考資料 電算の出入力データ(PDF に変換したもの)を CD-ROM で貼付 他

第3 評価委員会用資料の作成方法

3-1. 評価委員会用資料は、耐震改修計画等の概要及び評価経過などを所定の構成で 1 冊にまとめて作成する。

3-2. 評価委員会用資料の構成と書式

(1) 資料は、A4 版、縦置き、左綴じとする。

(2) 構成は、下記のとおりとする。

- ・ 表紙
- ・ 耐震改修計画等の概要書（様式-4）
- ・ 評価経過報告書（様式-2）
- ・ 目次
- ・ 本文（必ず通し番号を記入）

(3) 表紙は、下記の体裁とする。

<u>件名</u>
○○○○○○評価用図書 (評価委員会用)
令和○○年○○月
申込者 : ○○○○○ 設計者* : ○○○○○ 診断者 : ○○○○○

注) *耐震診断評価の場合は、診断者のみ記入とする。

(4) 耐震改修計画等の概要書（様式4）は、専門員会資料に同じ。

(5) 評価経過報告書（様式2）は、専門員会資料に同じ。

(6) 目次は、対応する本文ページを必ず記載する。

(7) 本文は専門員会資料に準じる。

第4 評価報告書の作成

4-1. 評価報告書は、評価委員会用資料と評価委員会における指摘事項に対する追加検討資料に事務局が発行した評価書を合本して1冊にまとめて作成する。

4-2. 評価報告書の作成方法

(1) 製本はA4版、左綴じ、縦置き、くるみ表紙製本とする。

(2) 構成は、下記のとおりとする。

- ・ 表紙
- ・ 評価書（事務局発行のもの）
- ・ 評価概要書（事務局発行のもの）
- ・ 耐震改修計画等の概要書（様式-4）
- ・ 評価経過報告書（専門員会、評価委員会）（様式-2）
- ・ 目次
- ・ 本文（ページ番号を記入）
- ・ 追加検討資料
- ・ 電算の入出力データ（PDFに変換したもの）をCD-ROMで貼付

(3) 表紙及び背表紙は、下記の体裁とする。
(背表紙) (表 紙)

神事協発評価 第 号 件 名 令和〇年〇月 設計者名	神事協発評価第 号 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇評価書 令和〇〇年〇〇月 申込者：〇〇〇〇〇 設計者*：〇〇〇〇〇 構造担当者：〇〇〇〇〇
--	---

注) *耐震診断評価の場合は、設計者は診断者とする。

- (4) 評価書及び評価概要書は事務局発行のものをコピーして添付する。
- (5) 耐震改修計画等の概要書は、評価委員会に提出用のものを添付する。
- (6) 評価経過報告書は、専門員会、評価委員会のものを添付する。
- (7) 目次は本文において対応するページを記載する。

- (8) 本文は、評価委員会に提出したものと同一の内容とし、評価委員会における指導事項について訂正した内容とする。
- (9) 追加検討資料は、評価委員会において追加検討が指示された場合に添付する。

付則 この要領は、平成10年11月25日から施行する。

一訂	平成13年12月25日改正
二訂	平成14年 4月 1日改正
三訂	平成15年 8月15日改正
四訂	平成17年12月16日改正
五訂	平成18年 8月16日改正
六訂	平成19年 7月11日改正
七訂	平成20年 8月27日改正
八訂	平成25年 7月31日改正
九訂	平成27年11月 日改正

目次は下記の体裁とする。

a 建物概要

- ① 一般事項
- ② 構造概要
- ③ 配置図
- ④ 外観写真
- ⑤ 平面図
- ⑥ 立面・断面図
- ⑦ 伏図
- ⑧ 軸組図
- ⑨ 部材リスト
- ⑩ 地盤調査結果

b 建物調査結果

- ① 調査結果概要
- ② 調査結果

c 現状建物の耐震診断結果

- ① 診断方針
- ② 建物重量及び柱軸力
- ③ T指標
- ④ SD指標
- ⑤ 診断結果一覧表
- ⑥ C-F関係
- ⑦ 破壊モード図（凡例記載）
- ⑧ 第2種構造要素の判別
- ⑨ その他評価に必要と思われる資料
- ⑩ 結果の考察

d 耐震改修

- ① 耐震改修計画
- ② 補強概要
- ③ 補強後の診断結果一覧表
- ④ 補強部材の設計
- ⑤ 補強後の考察

e 参考資料 電算の入出力データ(PDFに変換したもの)をCD-ROMで貼付、その他

耐震改修計画等の概要書

建物概要	(1)建物名称																		
	(2)所在地							(3)用途											
	(4)構造・規模	地上	階・地下	階・PH	階														
	(5)建設年月	年		月															
	(6)面積	建築面積			m^2	延べ面積			m^2										
	(7)階高	軒高	m	・	基準階	m													
	(8)桁行×梁間	全長 : m	\times						同左スパン数	\times									
	(桁行スパン×梁間スパン : m)	(\times)																	
	(9)地盤	表層 () ・ 支持層 ()																	
	(10)基礎																		
現地調査 結果及び 材料強度	(1)コンクリート N/mm^2		設計基準強度 $F_c = N/mm^2$ 階 1階 2階 3階 4階 圧縮試験強度 (平均値) X_{mean} 標準偏差 σ 推定強度 σ_B 診断時強度 F_c																
			(2)鉄筋		柱・梁主筋	SR24	診断時降伏点強度		$\sigma_y = N/mm^2$										
					壁筋・帯筋	SR24	診断時降伏点強度		$\sigma_y = N/mm^2$										
					帯筋・あばら筋	SR24	診断時降伏点強度		$\sigma_y = N/mm^2$										
	(3)鉄骨		診断時降伏点強度 $\sigma_y = N/mm^2$																
	(4)中性化深さ		平均 (mm)			・ 最大 (mm)													
	(1)工法		X方向 ()			・ Y方向 ()													
	(2)目標値		Iso=0.60			$C_{tu} \cdot S_d \geq 0.30$													
	補強方法	(1)概算補強量					(2)実施計画補強量												
		階	X方向		Y方向	階	X方向		Y方向										
4					4														
3					3														
2					2														
1					1														
耐震改修指針 (P.64) に準じて算定					その他の補強(スリット 箇所数 : 箇所) (柱補強 箇所数 : 箇所) (RC壁 箇所数 : 箇所) (梁補強 箇所数 : 箇所) (EXP.J改修 箇所数 : 箇所)														
電算ソフト												診断次数 () 次							
補強前後の Is指標値 $C_{tu} \cdot S_d$ 値等		判定基準 : 構造耐震性判定指標値 $Is \geq Iso$ ($Iso=0.60$)、 $C_{tu} \cdot S_d \geq 0.30$																	
		X方向																	
	補強前								補強後										
	階	F_u	F	C	E_o	S_d	T	Is	$C_{tu} \cdot S_d$	判定	F_u	F	C	E_o	S_d	T	Is	$C_{tu} \cdot S_d$	判定
	4																		
	3																		
	2																		
	1																		
	Y方向																		
	補強前								補強後										
階	F_u	F	C	E_o	S_d	T	Is	$C_{tu} \cdot S_d$	判定	F_u	F	C	E_o	S_d	T	Is	$C_{tu} \cdot S_d$	判定	
4																			
3																			
2																			
1																			
Is の最小値を示す加力方向の値を記載する。 ※[]は、下階壁抜けによる低減修正値																			
備考																			

a) 建物概要

様式5

一般事項

件名				
申込者				
評価区分	<input type="checkbox"/> 耐震診断	<input type="checkbox"/> 耐震改修	<input type="checkbox"/> 耐震診断・改修	
診断者				
改修設計者				
構造担当者				
所在地				
用途				
面積	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	延べ床面積	m ²	基準階面積	m ²
高さ	軒高	m	最高部高さ	m
	基準階階高	m	地階階高	m
建物歴	設計年月	(備考)		
	建設年月			
	増築・改築			
	火災・震災			
	用途変更			
構造概要	階数	地上 階 · 地下 階 · PH		
	構造種別	X方向 Y方向		
	基礎・地業			
地盤概要	地盤種別	1種 · 2種 · 3種		
	敷地概況	埋立地・軟弱地盤・水田・崖地・傾斜地・平坦地・その他		
	支持地盤			
仕上概要	屋根	外壁		
	床	内壁		
	その他	煙突 · 突出物 · 高架水槽		
現状建物の設計者		現状建物の施工者		

構造概要

	構造形式 種別	階区分	X方向		Y方向		材料種別
			構造種別	架構種別	構造種別	架構種別	
	階～階						
	階～階						
	耐力壁 プレース その他	階～階					
	現状建物の構造的特徴						
現状建物	診断で判明した耐震性能上の問題点						
	補強設計の方針						
耐震改修	補強概要	補強方法の箇所数					
		補強方法	箇所数	工法 *1			
		RC壁増設	箇所				
		柱補強	箇所				
		鉄骨プレース増設	箇所				
		耐震スリット	箇所				
		梁補強	箇所				
		EXP.J改修	箇所				
		基礎補強	箇所				
		荷重軽減	箇所				

*1 特殊な工法を用いた場合に記入

b) 建物調査結果概要

様式7

建 物 調 査 結 果 概 要

図面照合調査	図書の有無	構造図（有・無）	建築図（有・無）			
構造躯体調査	柱・壁・梁配置	整合・不整合（）				
	配筋	整合・未確認・不整合（）				
調査結果についての所見	外観劣化調査					
	コンクリート強度 N/mm^2 〔設計基準強度 $F_c = 18 N/mm^2$ 〕	調査箇所	階	1階	2階	3階
		圧縮試験強度 (平均値)	Xmean			
		標準偏差 σ				
		推定強度 σ_B				
		診断時強度 Fc				
		コンクリート中性化深さ	調査個数（）	最小（mm）	最大（mm）	平均（mm）
不 同 沈 下						
鉄筋調査	配筋状態（）					
	降伏点(N/mm^2)	*調査を実施した場合に記入				
落 下 物 等 の 調 査						

Is 指標、CTU・SD 指標の算定結果

建物名	建設年月日 (1963.03)	
診断方向 (X方向)	診断年月日 (1997.08.19)	
診断次数 (2 次)		
Iso = E _s × Z × G × U =	×	× × = 0.70

階	C	F	F _u	E _o	SD	T	Is	CTU・SD	判定	採用	
3	0.80	1.00	1.27	1.09	0.90	0.98	0.97	0.31	OK	○	(4)式
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
2	1.00	1.27	1.27	1.09	0.90	0.98	0.97	0.31	OK	○	(4)式
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
1	1.27	1.50	2.00	1.09	0.90	0.98	0.97	0.31	OK	○	(5)式
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	

タイプ : SC=極脆性柱 , S=せん断壁、せん断柱

M=曲げ壁、曲げ柱 , MC=曲げ柱のみ

() : 極脆性柱を考慮した場合

() * : せん断柱を考慮した場合

備考 ① 主要な F 指標に対する C 指標の構成を示す。

② 極脆性柱を考慮した場合、せん断柱を考慮した場合の Is 指標を含めて記入する。

③ 第 2 種構造要素の判定に基づき採用した Is 指標をマークする。

④ Is 指標の決定値が、診断基準の(4)式であるか(5)式であるかを記入する。

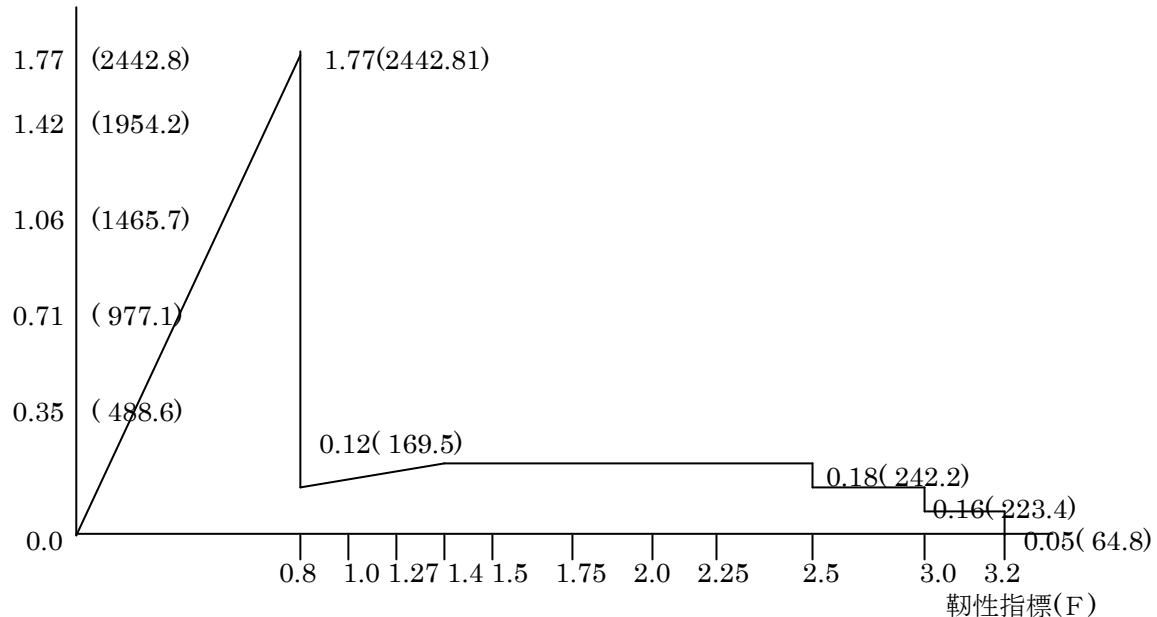
⑤ 兩方向加力時を出力する。

$$(4) \text{式} \quad E_o = \frac{n+1}{n+i} \sqrt{(C_1 \cdot F_1)^2 + (C_2 \cdot F_2)^2 + (C_3 \cdot F_3)^2}$$

$$(5) \text{式} \quad E_o = \frac{n+1}{n+i} \left(C_1 + \sum_j \alpha_j C_j \right) \cdot F_1$$

C-F 関係図

* Y方向. 2階
強度指標 (C)
(保有せん断力 kn)

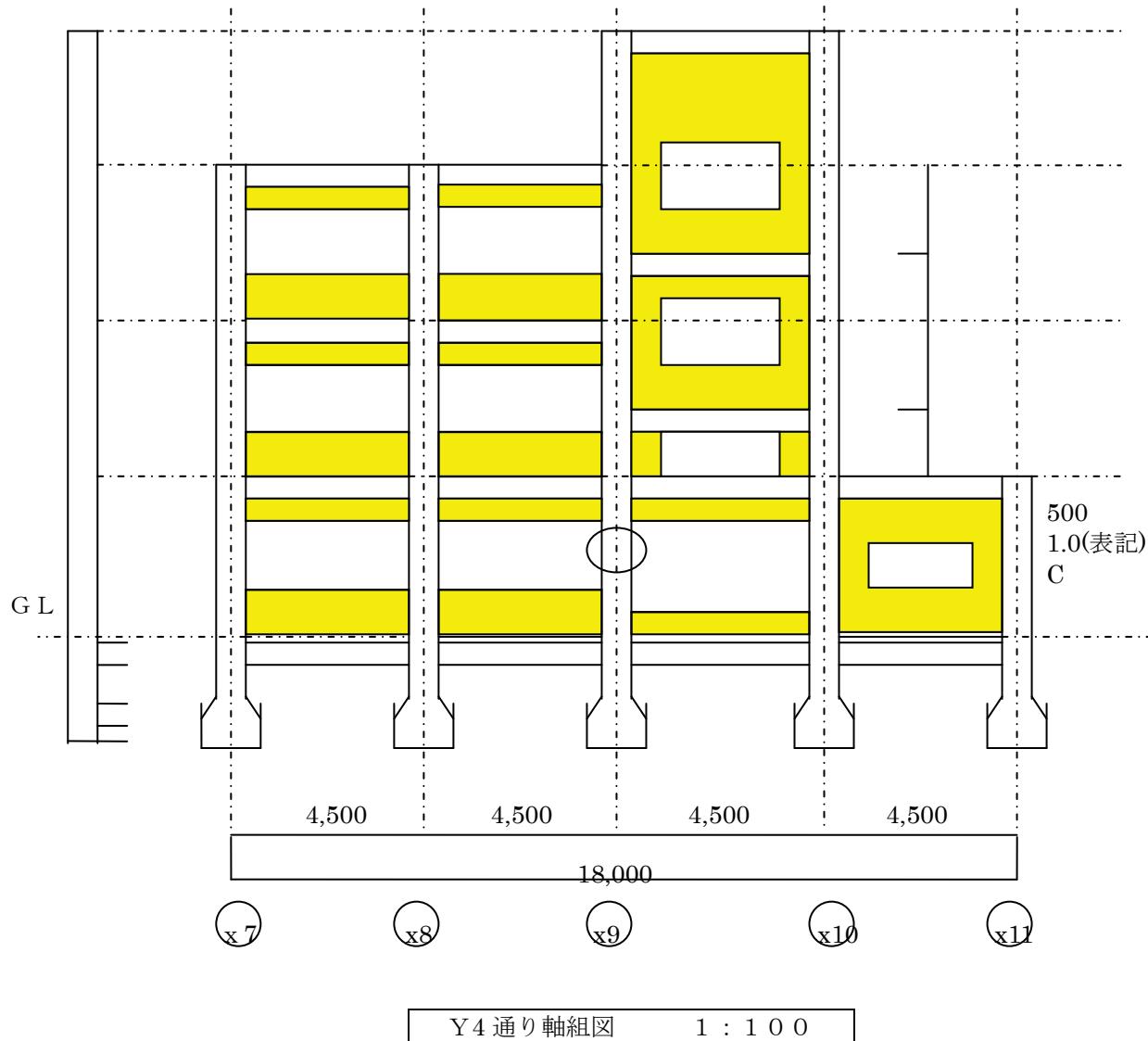


備考 ① 原則として、各階を示す。
 ② 主要なC指標の値は図中に記入する。

破 壊 モ ー ド 図

上：保有せん断力（C）(KN)
 中：F一値（韌性指標）(F)
 下：破壊形式 (D T Y P)

○印は第2種構造要素の極脆性を示す



- 備考 ① 軸組図には袖壁・腰壁等の雑壁も表現する。
 ② 原則として、全架構を示す。
 ③ 第2種構造要素の極脆性柱には、○印を付す。(必要に応じて第2種構造要素のせん断柱に△印・下階壁抜け柱は▲を付す。)
 ④ 破壊モードには原則として、以下の符号を用いる。

MC	: 曲げ柱
C	: せん断柱
SC	: 極脆性柱
MG	: 曲げ梁支配型柱
G	: せん断梁支配型柱
MW	: 曲げ壁
W	: せん断壁
RW	: 回転壁

No. 神事協－専門員会 耐震診断－チェックシート（2次・3次）				
施設名			年月日	年 月 日
診断事務所			担当者	
竣工年月日	昭和 年	構造：1.RC 2.S 3.SRC	基 礎	1.直接 2.既製杭 3.場所打杭
分類	項 目	細 目	チェック	備 考
図面等	意匠図	平面・立面		
	基礎伏図	基礎形状		
	各階伏図	柱芯寸法・符号		
	軸組図	階高・開口周比・位置寸法		
	断面リスト	基礎・柱・壁・梁		
	使用材料	コンクリート：		
	鉄 筋：			
診断方針等	モデル化	ゾーニング		
	診断方法	2次・3次・屋体		建防協・文科省
	目標値	Is、CTU・SD、q		
	その他特殊形状			
現地調査の結果	コンクリート強度	標準偏差・採用強度		
	中性化	最大・最小		
	外観調査	ひび割れ・不同沈下		
	その他			
電算入力	使用ソフト	ソト Ver-		
	建物重量	略算・精算（単位重量）		
	経年指標	経過年数		
	形状指標	算出根拠		
	地盤・割増	Z・U・		
	断面・配筋	柱・壁・梁-本数・ピッチ		
	配置	符号・位置		
	コンクリート強度	Fc= N/mm ²		
鉄筋強度	σ = N/mm ²			
雑壁	雑壁の入力	形状・配置・軸力		
危険断面位置	直接入力の有無	□有り □無し		
保有性能基本指標	鉛直部材の分類 崩壊モード図	極短柱,剪断部材の形状 崩壊形式と位置（凡例）		
部材耐力直接入力及び追加入力	柱・壁・梁	耐力の直接入力		
	鉛直部材	鉛直部材の直接(追加)入力		
その他の検討	第2種構造要素	判別と採用値		
	下層壁抜の有無	検討方法		
	袖壁とSC柱の検討	壁厚(12)袖壁長(60)帯筋		
	突出の有無	PH・煙突・その他		
結果の確認	採用値	Is、CTU・SD		
	下階壁抜の考慮	Is の修正		

No. 神事協－専門員会 耐震改修－チェックシート（2次・3次）				
施設名			年月日	年 月 日
診断事務所			担当者	
竣工年月日	昭和 年	構造：1.RC 2.S 3.SRC	基 礎	1.直接 2.既製杭 3.場所打杭
分類	項 目	細 目	チェック	備 考
図面等	意匠図	補強位置		
	伏図	補強位置・工法		
	軸組図	補強位置・形状		
改修方針等	改修工法	補強方法の検討 使用部材		
	改修モデル	入力・モデル		
	目標値	補強目標値		
	その他特殊な扱い			
補強部材の検討	耐力の算定	F 値・強度		
	外力分布補正	階数補正		
	回転耐力の確認	補強部材耐力の補正		
	基礎耐力の確認	軸力		
電算入力	使用ソフト	適用範囲		
	建物重量	補強部材・追加重量		
	経年指標	改修対象		
	形状指標	補強部材の剛性の検討		
	割増係数等	Z・U・		
保有性能基本指標	鉛直部材の分類 崩壊モード図	崩壊の形状 崩壊形式と位置		
部材耐力直接入力及び追加入力	柱・壁・梁	耐力の直接入力		
	鉛直部材	鉛直部材の直接(追加)入力		
その他の検討	第2種構造要素	改修方法		
	下層壁抜の有無	改修方法		
	突出の有無	PH・煙突・その他		
補強効果の確認	採用値	Is、CTU・SD		
	下階壁抜の考慮	改修方法		
	その他の改修	改修方法		

※このチェックリストは、耐震診断評価終了物件に適用する。

(一社)神奈川県建築士事務所協会
建築物耐震改修評価に係る診断者等 調査票

記入日 年 月 日

※ 実際に行う診断者等が記入し、提出してください。

物件名		
構造規模		
受託事務所名		
所在地	〒	
連絡先	TEL	FAX
担当者氏名		

診断実施事務所名		
所在地	〒	
連絡先	TEL	FAX
診断者氏名 (該当資格全てに○をする)	一級建築士・建築構造士・構造専攻建築士・その他 ()	
受講した講習会名称、修了書番号等	(一財)日本建築防災協会「2017年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針同解説」等の講習会修了番号 () ※修了証のコピーを添付 (その他講習名称等記入欄)	
評価実績(他機関可)	診断評価 評価機関 () 改修評価 評価機関 ()	
その他		